

■ Article ■

民法改正の動向－「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案」の概要－

日本大学法学部教授 大久保 拓也

一 はじめに

施行から 110 年を経た民法改正作業が大詰めを迎えている（注 1）。すなわち、法制審議会の民法（債権関係）部会は、「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案」（以下、要綱仮案という）（注 2）を平成 26 年 9 月 8 日に公表した。「仮案」となっているのは、国会審議にかける「要綱」の前段階だからである。これは、(1) 改正対象の分量や内容が大きいため、民法典自体の条文だけでなく、関連規定の整備に相当な作業が必要であること、(2) 民法が国民の日常生活や経済活動に関わり深いものであることに照らし、条文表現の分かりやすさなども含めて、できる限り実際の条文案に近いものについて法制審議会での審議の機会を確保すること、(3) 「第 28 提携約款」については引き続き検討することとして、項目全体が保留（【P】）となっているものがあること、等が理由として挙げられている（注 3）。

そこで本稿は、要綱仮案の概要を紹介するものである。

二 要綱仮案の概要

要綱仮案が見直しの対象としているのは、民法の「第 1 編 総則」の法律行為（90 条～137 条）、期間の計算（138 条～143 条）、時効（144 条～174 条の 2）並びに「第 3 編 債権」の総則（399 条～520 条）、契約（521 条～696 条）である。具体的な改正対象は下記のとおりである。

要綱仮案の項目		主な見直対象箇所	
		改正条文	削除条文
第 1	公序良俗	民法 399 条～411 条	
第 2	意思能力	新設	
第 3	意思表示	民法 93 条、95 条～97 条、98 条の 2	
第 4	代理	民法 101 条、102 条、108 条、109 条、112 条、117 条、民法 13 条 1 項、120 条 1 項	105 条
第 5	無効及び取消し	民法 121 条、124 条	民法 122 条 ただし書
第 6	条件及び期限	民法 128 条、129 条、135 条 1 項	
第 7	消滅時効	民法 145 条、166 条～168 条、724 条	民法 169 条 ～174 条、商 法 522 条
第 8	債権の目的（法定利率を除く。）	民法 400 条、410 条	
第 9	法定利率	民法 404 条、419 条 1 項	商法 514 条
第 10	履行請求権等	民法 414 条 1 項	民法 414 条 2 項、3 項
第 11	債務不履行による損害賠償	民法 412 条 2 項、415 条、416 条、418	民法 420 条 1

		条	項後段
第 12	契約の解除	民法 541 条～543 条、545 条 2 項、548 条	
第 13	危険負担	民法 534 条、535 条、536 条	
第 14	受領遅滞	民法 413 条	
第 15	債権者代位権	民法 423 条	
第 16	詐害行為取消権	民法 424 条～426 条	
第 17	多数当事者	民法 428 条、430 条、432 条、434 条、436 条、437 条、440 条、442 条～444 条	民法 439 条、441 条、445 条
第 18	保証債務	民法 448 条、457 条 2 項、458 条、459 条、463 条、465 条の 2、465 条の 4、465 条の 5	民法 460 条 3 号
第 19	債権譲渡	民法 466 条、467 条	民法 468 条 1 項
第 20	有価証券		民法 86 条 3 項、363 条、365 条、469 条～473 条
第 21	第 21 債務引受	新設	
第 22	第 22 契約上の地位の移転	新設	
第 23	弁済	民法 474 条 2 項、478 条、482 条、483 条、486 条、488 条～491 条、492 条、494 条、497 条～502 条 1 項、504 条	民法 476 条、480 条
第 24	相殺	民法 505 条 2 項、509 条、511 条、512 条	
第 25	更改	民法 513 条～516 条、518 条	民法 517 条
第 26	契約に関する基本原則	新設	
第 27	契約の成立	民法 521 条 1 項、524 条、525 条、529 条、530 条	民法 526 条 1 項、527 条
第 28	定型約款	【P】	
第 29	第三者のためにする契約	民法 537 条、538 条	
第 30	売買	民法 557 条、561 条～568 条、570 条、579 条、581 条 1 項	民法 564 条、566 条 3 項
第 31	贈与	民法 549 条、551 条 1 項	
第 32	消費貸借	民法 587 条、588 条、590 条 2 項	民法 589 条、590 条 1 項
第 33	賃貸借	民法 601 条、602 条、604 条、605 条、606 条 1 項、611 条、613 条、616 条、621 条	民法 609 条、610 条
第 34	使用貸借	民法 593 条、597 条、598 条、600 条	
第 35	請負	民法 634 条 1 項、635 条、637 条、642 条	民法 638 条
第 36	委任	民法 648 条 2 項、3 項、651 条	
第 37	雇用	民法 626 条、627 条 2 項、3 項	
第 38	寄託	民法 657 条、658 条、660 条、662 条、666 条	
第 39	組合	民法 675 条、676 条、670 条、682 条	

三 民法（債権関係）改正の基本的観点

上記の項目について、民法（債権関係）改正の基本的観点は、平成 21 年 10 月の法務大臣による民法改正の諮問（諮問第 88 号）にみられる、①社会・経済の変化への対応と、②国民一般への分かりやすさという 2 つである。

(1) 社会・経済の変化への対応

この観点から見直しが検討されている主なものとして、次の論点が挙げられる。

①消滅時効（要綱仮案第7）

消滅時効期間について、民法は債権の消滅時効期間を原則として10年とし（民法167条1項）、商事の消滅時効期間は5年（商法514条）とされている。さらに民法は短期の消滅時効期間を職業別に細かく分けて区分している（民法170条～174条）。しかし、現代社会においてそのような区分が必ずしも妥当するとはいえないため、要綱仮案は、職業別の短期消滅時効と商事消滅時効の規定を削除するとともに、消滅時効期間を(1)権利を行使することができることを知った時から5年間、(2)権利を行使することができる時から10年間行使しないときとした。

②法定利率（要綱仮案第9）

現行民法では法定利率（民法404条）が年5分となっている。しかし、近時は低金利状態が続いているため、そのような状況を考慮して、要綱仮案は、法定利率を年3%に引き下げるとともに、3年ごとに見直すこととする。

③保証債務（要綱仮案第18）

現行民法では、金銭の貸し渡しが含まれる不特定の債務を主たる債務とする個人の「貸金等根保証契約」について極度額を限度とした履行責任を負うとしている（民法465条の2）が、その対象の拡大が求められていた。そこで要綱仮案は、その対象を貸金等から、「個人根保証契約（仮称）」へと広げることとする。すなわち、個人保証人が「事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約」を締結するときは、事前に公正証書で内容を確認しなければならないとする。公証人という第三者を介在させることで保証人になることに慎重な判断をさせる趣旨である。

(2) 国民一般への分かりやすさ

①意思能力（要綱仮案第2）

現行民法は意思能力に関する規定を置いていないものの、意思能力を欠く状態で行われた法律行為の効力が否定されるべきことには判例・学説上異論はない。そこで、要綱仮案は、意思能力について、「法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しないときは、その法律行為は、無効とする」という規定を設けることとする。

②錯誤（民法第95条関係）（要綱仮案第3-2）

錯誤とは、自らした意思表示がその真意に合致していないことを表意者が意識していない場合をいう。これについて判例法理をもとにルール of 明文化を図ることとしている。(1)現行民法で「法律行為の要素に錯誤があったとき」という要件を、要綱仮案は「錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるとき」と明確化する。(2)動機の錯誤について、要綱仮案は「表意者が

法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反するもの」という要件で明確化する。(3)錯誤について、現行民法では「無効」としている効果を、要綱仮案は「取消」できるものへと修正することを提案する。また、(4)錯誤による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができないと、要綱仮案は第三者保護規定を設けることとする。

③契約に関する基本原則（要綱仮案第26）

契約を締結しようとする当事者には、①契約を締結するかしないかの自由、②契約の相手方を選択する自由、③契約の内容決定の自由、④契約の方式の自由があるとされている（契約自由の原則）。これらに関する明文の規定は現行民法には置かれていない。そこで、この契約自由の原則について、要綱仮案は次のような規律を設けるものとする。(1)何人も、法令に特別の定めがある場合を除き、契約をするかどうかを自由に決定することができる。(2)契約の成立には、法令に特別の定めがある場合を除き、書面の作成その他の方式を具備することを要しない。(3)契約の当事者は、法令の制限内において、契約の内容を自由に決定することができる。

④敷金（要綱仮案第33-7）

敷金は、現行民法に用語が出てくるが（民法316条、619条2項）、その定義等の明文の規定は置かれていない。そこで、要綱仮案は、(1)敷金について、「いかなる名義をもってするかを問わず、賃料債務その他の賃貸借に基づいて生ずる賃借人の賃貸人に対する金銭債務を担保する目的で、賃借人が賃貸人に交付する金銭をいう」といった定義を置く。さらに、(2)敷金の返還時期や返還の範囲等に関するルールを次のように明文化する。①賃貸人は、敷金を受け取っている場合において、賃貸借が終了し、かつ、賃貸物の返還を受けたとき、又は賃借人が適法に賃借権を譲渡したときは、賃借人に対し、その受け取った敷金の額から賃貸借に基づいて生じた賃借人の賃貸人に対する金銭債務の額を控除した残額を返還しなければならない。②賃貸人は、賃借人が賃貸借に基づいて生じた金銭債務を履行しないときは、敷金を当該債務の弁済に充てることができる。この場合において、賃借人は、賃貸人に対し、敷金を当該債務の弁済に充てることを請求することができない。

四 残された課題と今後のスケジュール

（1）定型約款に関する規律－

現代社会においては、約款が重要である。約款は鉄道・バス・航空機等の運送約款、各種の保険約款、銀行取引約款等、様々な分野で利用されており、大量の取引を合理的、効率的に行うための手段として重要な意義を有する。しかし、個別の業法等に約款に関する規定が設けられていることはあるものの、現行民法にはこれに関する特別な規定は置かれていない。

そこで法制審議会では、「定型約款」が審議されてきた（要綱仮案第28）（注4）。

定型約款とは、「相手方が不特定多数であって給付の内容が均一である取引その他の取引の内容の全部又は一部が画一的であることが当事者双方にとって合理的な取引（定型取引）において、契約の内容を補充することを目的として当該定型取引の当事者の一方により準備された条項の総体をいう、とするものである。これについて、次の場合に契約の内容が補充されることとする。①定型取引の当事者は、定型約款によって契約の内容を補充することを合意した場合のほか、定型約款を準備した者（定型約款準備者）があらかじめ当該定型約款によって契約の内容が補充される旨を相手方に表示した場合において、定型取引合意（定型取引を行うことの合意をいう）をしたときは、定型約款の個別の条項についても合意をしたものとみなす。②①の条項には、相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重する条項であって、当該定型取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして民法 1 条 2 項に規定する基本原則に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるものは、含まないものとする。

このような提案については反対論が強かったためか項目全体が保留となっているが、今後の審議において民法（債権関係）改正の要綱に取り入れるかどうかが決まることとなる。

（２）今後のスケジュール

今後のスケジュールは、平成 27 年 1 月頃に「要綱案」の決定、2 月頃に法制審議会総会で「要綱」の決定（法務大臣への答申）、同年の通常国会に関係法案の提出である（注 5）。

（注 1）民法典は、市民社会の枠組みを規律する基本法典であるが、民法の債権関係の見直し作業は、平成 18 年 10 月から始められ（その経緯については、拙稿「民法改正の動向－「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」の概要－」日税研メルマガ vol.52 参照）、平成 25 年 2 月に「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」が公表されていた（<http://www.moj.go.jp/content/000108853.pdf>）。

（注 2）法制審議会民法（債権関係）部会「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案」（<http://www.moj.go.jp/content/001127038.pdf>）。これについては、NBL1034 号（平成 26 年）に全文と、要綱仮案と現行条文との参照表が掲載されている。

（注 3）筒井健夫『「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案」の決定と今後の予定」NBL1034 号（平成 26 年）2～3 頁。

（注 4）要綱仮案には記載されていないが、それをまとめる最終段階の法制審議会民法（債権関係）部会第 96 回会議（平成 26 年 8 月 26 日開催）部会資料 83-1（<http://www.moj.go.jp/content/000126619.pdf>）では、「第 28 定型約款」を提案しているので参照されたい。

（注 5）筒井・前掲（注 3）2 頁。

以上